

西にし
原はら
村むら



(役 場)

一 概 況

阿蘇郡の南西端に位置し、人口六、七九二(平成二二年国勢調査)、面積約七七平方キロメートルの村である。東は阿蘇外輪山を境として南阿蘇村に、西は益城町に、南は山都町及び御船町に、北は大津町に接している。阿蘇外輪山の一角をなす俵山の西麓に開けており、俵山及び冠力嶽岳に源を發する鳥子川、布田川、木山川及び長山に源を發する金山川が東から西に向かつて流れ、流域の水田地帯を潤している。

村北西部には、宅地開發や企業進出が進み、またコンビニエンスストアなどの沿線型店舗の進出も見られ、この地域を中心に人口は増加している。

農業では、米麦、甘藷、落花生などの産物があげられる。肉用牛、豚などの畜産も盛んである。

交通面では、主要地方道の県道二八号線と、県道二〇六号線、県道二二五号線が主要道である。熊本空港が至近であり、また県道二八号線は俵山バイパスの開通により、南阿蘇方面へのアクセスが容易になっている。

平成一六年度に建設された風力発電所「阿蘇にしはらウインドファーム」は、一〇基の風力発電機による発電出力は一万七五〇〇キロワットであり、年間では約七、一〇〇世帯分の年間消費電力量に相当する発電を行っている。

名所としては、白糸の滝、揺が池(お池さん)がある。白糸の滝は、大字河原の東部山麓にあり、高さ一八メートルと二メートルの二段滝で、真夏でも夏を忘れる冷境である。また、お池さんは、俵山山麓にある面積約二〇平方メートルの小さな池であるが、この水は万病に効くと言われ、大正三年頃から霊池として訪れる人が多い。

また、俵山一帯には俵山交流館「萌の里」、河原地区には「阿蘇ミルク牧場」などの観光・交流施設が整備されると共に、キャンプ場やパラグライダーなどアウトドアのメッカとしても賑わっている。

二 村名の由来

昭和の合併時、山西村の「西」と、河原村の「原」を一字ずつとって「西原村」

とされたものである。

三 平成の合併検討経緯

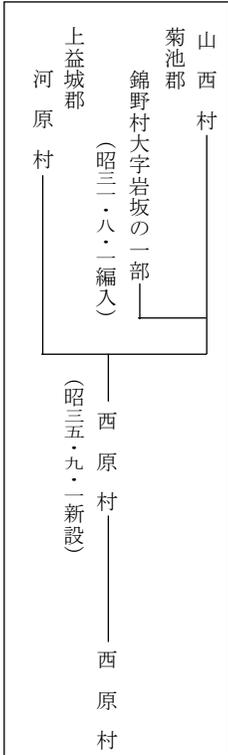
平成一二年三月の県の市町村合併推進要綱においては、当地域については、蘇陽町、高森町、白水村、久木野村、長陽村との組合せと、大津町、菊陽町、合志町、西合志町との四町村との組合せという二つの合併パターンが示され、当初は、南阿蘇地域六町村での検討が進められたが、西原村は住民アンケートの結果を受け、平成一四年六月、この枠組みから離脱した。

以後、西原村は、まず大津町との二町合併を検討したが、大津町が菊池郡旭志村との合併も視野に入れると、西原村は、旭志村を含めた合併は村民への説明がつかないなどの理由から、同年八月には検討を白紙化した。

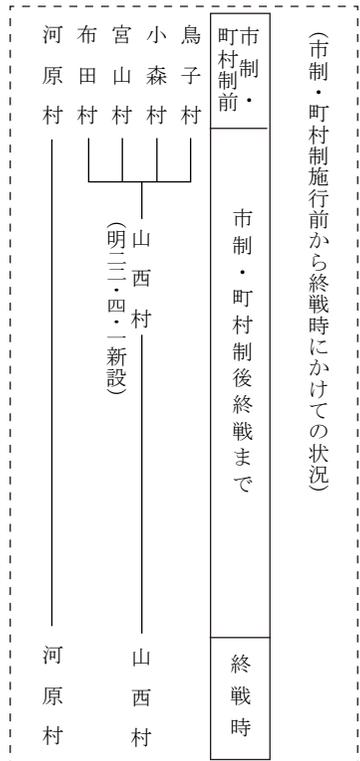
以後、村内では、大津町、益城町との法定協議会設置を求める住民発議の手続がそれぞれ始まったが、いずれも法定協議会の設置には至らず、当面は、村単独の道を歩むこととなった。(第二編「阿蘇地域」参照)

四 昭和以前の合併検討経緯

1 終戦後の合併経緯と関係村の沿革



(市制・町村制施行前から終戦時にかけての状況)



(一) 山西村

旧藩時代は、布田手永に属し、その支配する範囲は、山西九か村(内訳布田村、宮山村、小森村、鳥子村、岩坂村、錦野村、外牧村、日向村、小東村)と南郷三か村であった。手永会所は布田村に置かれて、惣庄屋が支配し、明治三年(一八七〇)まで続いた。四年の廃藩置県によって、熊本県となったが、同年一月、里正が三人置かれ、布田村、岩坂村、錦野村でそれぞれの区域を支配した。五年六月、熊本県は白川県と改められ、各村には戸長を置き村政全般を掌らせた。七年大小区制の改正により、大津郷の中島村と布田郷九か村を合わせ、第四大区第九小区となり、役場を万徳において、戸長がこれを管轄するようになった。また、この年宮山村と日向村が合併して宮山村、小森村と小東村が合併して小森村となった。一二年、郡区町村編制法の施行に伴ない、布田村は宮山村と二か村で、小森村は単独で、鳥子村は岩坂村と二か村で、それぞれ一行政区域となったが、一七年、小森、布田、宮山の三か村が小森村列として一行政区域となった。二二年、町村制が施行され、小森村列三か村に鳥子村を加えて、四か村が合併して山西村となった。

(二) 錦野村(大津町の項参照)

(三) 河原村

旧藩時代は、上河原、中河原、下河原の三か村に庄屋を置いて統治した。明治四年(一八七二)、廃藩置県に伴い河原村が誕生し、里正が置かれた。その後、

数回にわたり行政区の改革があったが、河原村はそのまま単独村として残った。

2 町村合併促進法制定後の経緯

昭和二十八年（一九五三）一〇月、町村合併促進法が施行されたが、これに伴ない発表された県の合併試案では、山西、錦野は二か村合併、河原村は木山町を中心とする八か町村合併ということになっていた。この合併試案に対する各村の反応を見ると、山西村は、錦野、山西、河原三か村合併を希望し、錦野村は、大津町を中心とするブロックへの合併希望派と県試案どおりの錦野、山西二か村合併希望派とが相半ばし、また、河原村は木山町中心の大合併希望派と、人情、地形等が類似する河原、山西二か村合併希望派の二派に分かれた。関係町村では、それぞれ協議検討を重ね、あるいは村民大会を開いて民意を問うなどして、県の合併促進と相まって、合併問題は全住民の重大な関心事となってきた。しかし、正式に関係村の話し合いを進めるためには、まず、合併促進協議会を設立することが必要であるとして、山西、河原両村はそれぞれ村執行部、議会、各種団体等の代表者一〇人ずつを選出し、計二〇人の委員で二十九年一月に協議会を設立し、合併促進への第一歩を踏み出したが、錦野村はこれには参加しなかった。山西村は、村民あげて錦野村を含めた三か村が合併することを期待し、努力したが、錦野村は、前記のとおり山西村合併派と大津町合併派との二派に分かれ、特に村当局と議会の首脳部が大津町との合併を強く希望していたため、山西村合併派も、やむをえず挙村一致の大局的見地から大津町との合併をのむことになった。

ただし、大字岩坂、新所部落は、山西村に近接し、学童も山西校に通学していたため、この一部区域を山西村に編入することに異論はなかったため、三十一年五月一日、山西、錦野両村合併促進協議会を設立し、以後円滑に交渉を続けて、同年八月一日、この一部区域の山西村編入合併が実現した（錦野村の残りの区域は、同日付で新大津町に入った。）

一方、山西、河原両村の合併促進協議会は、数回にわたり協議を重ね、最も難事とされた郡の帰属問題も、人口、面積の小さい河原村が一步譲って阿蘇郡に入ること話し合いがつき、役場および総合中学校の位置はさらに検討することに

した。しかし、たまたま三〇年四月執行の県議会議員選挙に直面し、これまで河原村と山西村とは選挙区を異にしていた関係上、政治的摩擦を避けるため、合併は県議会議員選挙後にすることにして、合併を一時延期した。四月三〇日両村とも長および議会議員の任期満了に伴なう選挙が行われた結果、河原村は村長が交代し、合併促進協議会の委員も更新され、三十一年二月一日、促進協議会が再開された。再開後の四月七日の協議会で、郡の帰属は阿蘇郡とし、役場、学校の位置は両村の中央とすることに協議決定し、いよいよ合併準備事務にとりかかる段階に達したとき、河原村内に上益城郡に帰属しなければ合併はすべきでないという意見が台頭し、村民の対立は次第に激化したので、村長は混乱をさけるために合併を一時見合わせることにした。これに対し、議会議員の過半数は、合併事務の早期開始を再三にわたり村長に進言したが、村長にはその意思がなかったため、議会は、同年五月二十七日、議員提案によって山西村との合併を議決し、この旨を村長に通告したが、村長は合併事務を開始しなかった。その後、合併後の郡の帰属合併問題について、阿蘇郡所属希望派は村長解職の、上益城郡所属希望派は、議会解散の直接請求を行い、一月二十六日、賛否投票の結果、村長解職は三一票の差で不成立になったが、議会解散は二八票差で成立したので、上益城郡所属希望派が勝利をおさめ、一月二〇日の議会議員選挙の結果新しい議会が構成された。三十一年一月二十三日、委員が三度更新されて合併促進協議会を開催したが、郡の帰属問題が再燃して協議は進まず、協議三回目の二月二一日に決裂状態に陥った。三月四日に県の町村合併促進審議会委員の調停が行われたが、その効果はなかった。同年三月二十九日付で、両村に対し町村合併を行うよう知事勧告がなされたが、この勧告に対し山西村は阿蘇郡としての合併を、河原村は上益城郡としての合併を希望する旨知事に答申した。その後は、協議進展の見通しもなく、対立のまま時を過ぎたが、三十四年四月三〇日執行の両村の村長選挙および山西村の議会議員の選挙の結果、河原村長は交代し、山西村長は再選されたのを機会に、再び両村の協議がはじめられた。同年九月一日、四度目の合併促進協議会を設立して協議を再開し、県および県事務所の指導助言を受けながら、一月二四日まで協議を重ねること八回、ようやく役場、中学校の位置が決定され、三十五年一月二一日の協議で、合併の目標を同年六月一日におくことになったが、郡の帰属問題はお互いに譲らず、県に一任することになった。郡の決定については、

地方自治法の規定により知事の権限に属する事項ではあるが、住民感情、県事務所までの距離、交通の便その他有形無形の利害得失について活発に論議された。

その後、山西村内の一部において郡の帰属を阿蘇郡とし、かつ、役場および中学校の位置を布田、高遊、新所に通ずる道路の十字路付近としなければ合併は承服できないとする署名運動が起り、これが各部落に波及したが、三月九日の協議会では、役場を宇西原に置くことに決定して、この運動もおさまった。同月一九日に県および県議会代表が実情調査をかねて合併促進説明に来村し、村議会議員、嘱託員ほか村民約一〇人が集まって質疑応答を行った。

こうして合併に関する協議もすべてまとまり、六月一八日山西村議会に、翌一九日河原村議会に町村合併議案をそれぞれ提案し、いずれも満場一致で議決、翌二〇日付で知事に合併申請書を提出、九月一日から西原村として発足することになった。ここに町村合併促進法施行以来満七か年、合併促進協議会設立以来満六か年の歳月を費やして、ようやく新村の誕生をみた。

3 合併条件及び協定事項

錦野村の一部山西村に編入

(一) 議会に関する事項

錦野村の議会議員で、山西村に編入される区域内に住所を有する議員は、山西村の議会議員として引き続きその残任期間在任する。その後は、地方自治法第九一条による定数とする。選挙区は設けない。

(二) 執行期間に関する事項

錦野村より山西村に編入する区域内に住所を有する現錦野村の一般職員は、山西村の職員として身分を引き継ぐ。職員の勤務年数は継承する。農業委員会委員、嘱託員および消防団員も同じく身分を引き継ぐ。

河原村と山西村の合併

- (一) 合併の形式 山西村および河原村を合体し村とする。
- (二) 実施の時期 昭和三五年九月一日
- (三) 新村名 「西原村」
- (四) 役場の位置

熊本県阿蘇郡山西村大字小森宇西原三、二五五番地のおよび三、二五六番地周辺（県道沿い）に置き、昭和三五年度中に新築するものとする。

なお、新村事務所が新築されるまでは暫定的に現在の山西村に置く。右新事務所の敷地が入手できなかった場合には、阿蘇郡山西村大字小森（宇西原十字路西南部）に新事務所的位置を変更する。この場合中学校は山西村大字宮山（宇島越）に変更するものとする。新事務所敷地は新村発足までに一部買収するものとする。

(五) 議員の選挙区および定数

- 1 議員の定数は一八人とする。
- 2 新村発足後第一回の選挙に限り旧村の地区を単位に選挙区を設け、議員の定数を次の通りとする。

山西選挙区 一人 河原選挙区 七人

(六) 選挙による農業委員会委員

選挙による農業委員会委員の定数は一〇人とする。

(七) 合併関係町村の職員の身分取扱

- 1 新市町村建設促進法第二八条第四項の規定により、町村合併の際現にその職にある合併関係村の一般職の職員は、引き続き新村の職員としての身分を保有せしめ、職員の勤務年数は、これを継承するものとする。
- 2 特別職の退職手当に関しては、関係村間の均衡を失しないよう考慮する。

(八) 資産および負債

- 1 合併関係村有の財産は、無条件で新村に引き継ぐ。
- 2 合併関係村有の負債は、無条件で新村に引き継ぐ。

(九) 国民健康保険 新村発足と同時に実施する。

(一〇) 町村税の賦課率

昭和三五年度中に均衡を失しないよう調整し、昭和三六年度より均等課税する。

(一一) 村および字の名称

合併関係村の新しい村および字を、次のように設置する。

設置する村および字の名称	区 域
西原村 大字河原	河原村の区域
〃 大字鳥子	山西村大字鳥子の区域
〃 大字小森	〃 大字小森の区域
〃 大字宮山	〃 大字宮山の区域
〃 大字布田	〃 大字布田の区域

(一) 中学校の統合

中学校は、昭和三五年途中で熊本県阿蘇郡山西村大字小森字西原三、二五五番地のおよび三、二五六番地周辺（県道沿い）に新築し、統合するものとする。

右中学校の敷地が入手できなかった場合は、熊本県阿蘇郡山西村大字宮山（字鳥越）に変更するものとする。

中学校敷地は新村発足までにその一部を買収するものとする。

(二) 部落囑託員(区長)の設置

合併関係村の囑託員(区長)は、現在そのまま存置し逐次整理統合する。

(三) 消防団の統合編成

(四) 各種団体の統合方針

消防団は統合するものとする。

(五) 各種団体の統合方針

できるだけすみやかに統合するよう努力するものとする。

(六) 基本財産の造成

国有林の払い下げを受け、新村の基本財産造成を図る。

(七) 財産処分に関する協議内容

阿蘇郡山西村および上益城郡河原村を廃し、西原村を置く場合、合併関係村が所有する全財産（負債を含む）は無条件で西原村設置と同時に西原村に引き継ぐものとする。

4 合併時の三役及び正副議長

(一) 錦野村の一部山西村に編入

村名	長	助役	収入役	議長	副議長
山西村	荒木三蔵	―	山下輝雄	加藤末松	吉岡一義
錦野村	桐原延	―	職務代理者 国武富雄	前田精一	中島保

(二) 河原村と山西村の合併

村名	長	助役	収入役	議長	副議長
山西村	荒木三蔵	久保田喜嘉次	山下輝雄	秋吉政吉	日置近
河原村	西岡武寅	―	吉田武人	田辺富士男	坂本茂太郎

5 合併時の関係村の現況表

(一) 錦野村の一部山西村に編入

業 態	区 分		積 平方料	戸 数	人 口	面 積	業 態		業 態	
	山西村	合併村					都市的			その他
							商業	農 業		
計	四七九	四一三	五・五	八八〇	四七九	五・五	二九六	一〇	一〇	四一三
商業	二九六	二九六	二九六	二九六	二九六	二九六	二九六	二九六	二九六	二九六
農 業	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
その他	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
計	四四四	四一九	四四四	四四四	四四四	四四四	四四四	四四四	四四四	四四四

業態 の割合	業態		積 平方 人	戸 数	人 口	区 分		
	都市的 業態	商工業 業態				西原村	関係 村	
								計 人
	九四九	三九三	五五六	七六・三六	一一九	六七〇八	山西村 四五五	河原村 二、二五
	七四	三三	四〇一	五・一三	八六	四三	山西村 四三	河原村 二、二五
	二〇八	五	一五四	二・三五	四三			

(二) 河原村と山西村の合併

生産額	計 千円	その他 千円	農 産 千円	鉱 工 産 千円	会社、工場、事業場 (資本金五百万円以上)	前年度 予算 総額 千円	市町村 税納 税額 千円	県 税 納 税額 千円	国 税 納 税額 千円	官 公 署	
										中 学 校	高 等 学 校
	二八、四七一	一三、七五	一〇、四七〇	一	一	二六、四七	七、〇三六	六〇八	二、七六	一	三
	一三、七五	二、三三五	一、〇四〇	一	一	二六、八六	六、六二五	五九八	一、〇九	一	三
	四七六	五〇	四三六	一	一	一、五八	四三	一〇	六七	一	一

生産額	計 千円	その他 千円	農 産 千円	鉱 工 産 千円	会社、工場、事業場 (資本金五百万円以上)	前年度 予算 総額 千円	市町村 税納 税額 千円	県 税 納 税額 千円	国 税 納 税額 千円	官 公 署		業態 の割合	その他 の業態	
										中 学 校	高 等 学 校		計 人	農 業 人
	二〇五	二六	一六七	三	一	三七〇七	一	八九	二、三〇三	二	七	五七〇	四九四	八六
	二九	一九	一〇六	四	一	二、〇五八	一	四九六	一、三三二	一	四	三八四	二四二	三、五七二
	七六	七	六一	八	一	一、七〇三	一	三三四	九三〇	一	三	一、九四六	五八四	一、三六一